

新見市公共施設機能再配置計画
～スポーツ施設個別計画～
(第1期)

第 4 版

(令和5年12月)

1 計画の目的と位置づけ

新見市公共施設機能再配置計画（以下「本編」という。）では、「量」「質」「コスト」の見直しを行うこととし、施設類型ごとにその方向性を定め、あわせて個別施設の取組内容、実施時期、対策費用などを整理することとしています。

このため、施設類型ごとに個別施設の取組内容など定める本編の下位計画として、スポーツ施設個別計画（以下「本計画」という。）を策定し、本編と一体的に公共施設機能の再配置を行うとともに、本市の目指すまちの将来像と連動した持続可能で市民ニーズに合った行政サービスの提供を図ってまいります。

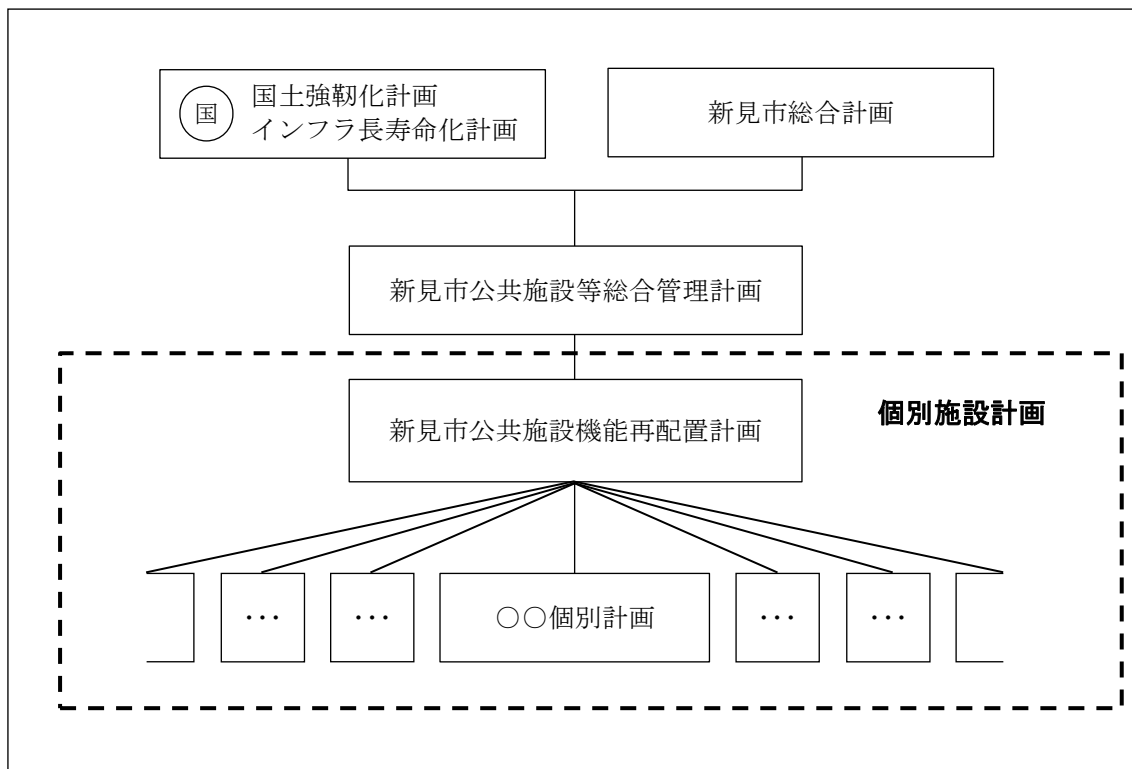


図 本計画の位置づけ

なお、本市では、本編と施設類型ごとの個別計画をあわせたものを、新見市公共施設等総合管理計画の個別施設計画として位置づけます。

2 計画の期間及び進行管理

本計画の計画期間は、本編の計画終期と同じ、令和8年度までとします。また、本計画は、本編と同じ手法により進行管理を行います。

なお、計画期間内であっても、本編の進行管理により本計画の見直しが必要になった場合や、災害発生時の罹災状況、財政事情の変化、劣化の進行状況、地域運営組織からの要望、施設利用状況の変化などに応じて、柔軟に見直すこととします。

3 施設管理の基本方針

3-1 各施設の今後の方針

本編で定める量の見直しの検討フローに従い、各施設の今後の方針（継続、統合、譲渡、廃止）を定めます。

この方針については、類型ごとの方針を基本とし、本編策定時に調査した施設アンケートの結果や現在の利用状況に加え、災害対策、立地状況、人口分布などの特殊事情を考慮して総合的な視点で決定します。

3-2 目標使用年数の設定

本編において記載したとおり、建物の目標使用年数を定めます。目標使用年数については、国土交通省の「損失補償取扱要領」や社団法人日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、次のとおり定めます。

表 目標使用年数

構造	目標使用年数
木造（W造）	40
鉄骨造（S造）、コンクリートブロック造（CB造）	60
鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）	60
	長寿命化対策済 80

3-3 対策工事の実施時期の考え方

基本的に継続及び統合方針の建物については、目標使用年数経過後に建替えを行います。建替えまでの間、予防保全として次の対策工事を実施します。

●中規模改修工事（機能回復）

建設から概ね20年ごとに、外壁の再塗装、屋根材の交換、室内設備の更新など経年により発生する損耗や機能低下に対する機能回復工事を行います。

●大規模改修工事（機能向上）

木造以外の建物のうち、建設から概ね40年が経過した段階で、20年ごとに実施する機能回復工事に加え、必要に応じて補強、省エネ化、バリアフリー化など機能を向上させる工事を行います。

また、躯体に異常がない鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物については、あわせて長寿命化を図る対策工事を実施し、目標使用年数を80年とします。

3-4 優先順位の考え方

次の計算式により、築年数や劣化状況を点数化した評価を行います。

この評価結果により、建替えや改修工事といった対策工事の優先順位を定め、市所有施設全体で対策工事の平準化作業を実施し、対策工事の実施時期を決定します。

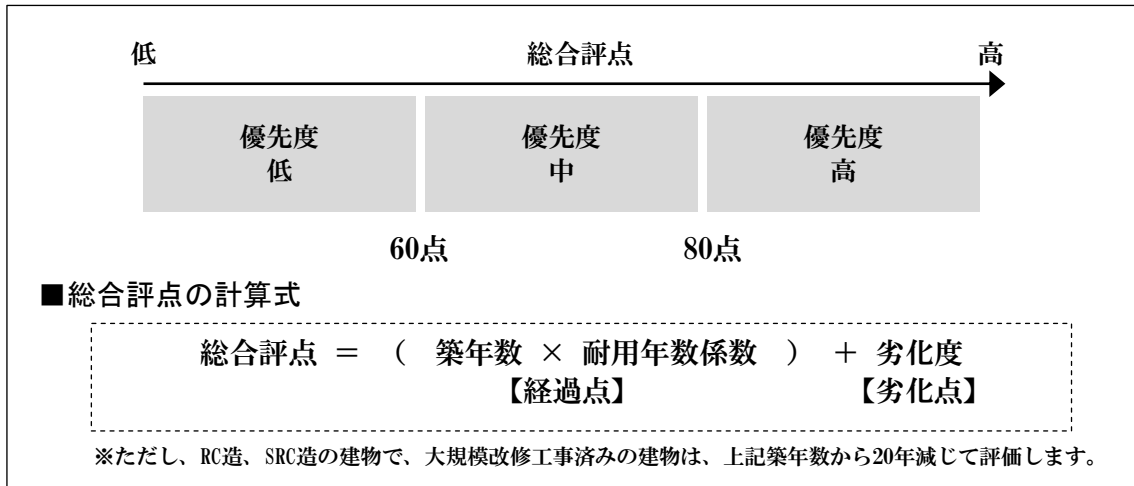


図 優先順位の考え方及び総合評点の計算式

●耐用年数係数

構造により目標使用年数が異なるため、鉄筋コンクリート造を基準とし、構造別に独自の耐用年数係数を定めます。

表 耐用年数係数

構造	耐用年数係数
木造 (W造)	1.5
非木造 (S造、CB造、RC造、SRC造)	1

●劣化度

劣化度は、施設の点検調査結果をもとに、建物内部、屋根、設備、外壁・基礎、その他の項目を点数化し、その合計点で劣化状況を判断するものです。

全項目において、施設点検調査の結果が「異常なし」の状態であると判定された場合でも、劣化度 (劣化点) は20点 (最低点) となります。

3-5 観光施設の取扱い

観光施設については、他の公共施設とは異なり、誘客を目的とするため、魅力があり、快適な施設となるよう、常に施設整備を実施することが求められます。このため、観光施設については、本計画で示す対策工事とは別に、その施設の規模や入込客数に応じて、魅力向上に向けた施設改修にも取り組みます。

4 対象施設

4-1 対象外施設について

本計画を含むすべての個別計画において、対象外の施設・建物を次のとおり統一します。

●施設全体が対象外となるもの

- ・施設内に倉庫、車庫、東屋、更衣室、機械室、独立した便所棟など簡易な建物しか存在しないもの（消防団機庫は除く）
- ・複合施設のうち従施設にあたるもの（主施設にてまとめて掲載）

●建物が対象外となるもの

- ・延床面積がおおむね50㎡以下の付属建物
- ・主たる建物に増築したが、別の建物として計上されている建物

4-2 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、本編33頁「5 スポーツ施設」に掲載する次の施設です。

- (1) 城山体育館【新見】
- (2) 憩いとふれあいの公園【正田】
- (3) 防災公園【石蟹】
- (4) 市民運動公園【下熊谷】
- (5) 市民体育館【下熊谷】
- (6) 健康増進施設（げんき広場にいみ）【上市】
- (7) 大佐B&G海洋センター【大佐小阪部】
- (8) 平松館【大佐小南】
- (9) 神郷体育館【神郷油野】
- (10) 三室体育館【神郷油野】
- (11) 高瀬体育館【神郷高瀬】
- (12) 神郷温泉全天候型ゲートボール場【神郷高瀬】
- (13) 哲多B&G海洋センター【哲多町花木】
- (14) 若者センター【哲多町花木】
- (15) 哲多上屋付多目的広場【哲多町花木】
- (16) 萬歳上屋付多目的広場【哲多町矢戸】
- (17) 荒戸山イベントハウス【哲多町田淵】
- (18) 哲西体育館【哲西町矢田】
- (19) 哲西トレーニングルーム【哲西町矢田】
- (20) 哲西柔剣道場【哲西町矢田】

※(15)は、平成31年に「本郷全天候型ゲートボール場」から「哲多上屋付多目的広場」となりました。

5 施設類型別の方針

本編におけるスポーツ施設の施設類型の現状と課題及び今後の方針は次のとおりです。なお、方針は本編策定時のものであり、計画策定時には変更となっている場合があります。

表 施設類型別の方針（本編の再掲）

<p>総合管理計画における方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の利用状況（稼働率、利用者数等）、学校の体育館の配置等を踏まえ、将来における施設の必要量を整理し、基本となる利用圏域を定め、統廃合や管理体制について検討を行います。
<p>施設の現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には体育館、プール、ゲートボール場など 29 施設があり、市内全施設に対するスポーツ施設の割合は、施設数で約 5%、延床面積で約 8%です。 ● 本市のスポーツ施設保有水準は 6.8 施設/万人であり、類似市の平均値である 2.9 施設/万人と比べて高い水準にあります。 ● 建築後 30 年以上経過した施設の割合は、約 34%です。 ● 安全性で改善が望まれる建物の割合は、約 4%でした。 ● 外観の清潔度で改善が望まれる建物の割合は、約 50%でした。 ● 旧耐震基準の施設の割合は、約 67%です。 ● バリアフリーの課題がある施設の割合は、約 96%です。 ● 体育館は、学校の体育館や旧学校体育館などの類似する機能を含めると、近接しているものがあります。 ● 利用実績のない施設や利用者数の少ない施設があります。
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を準広域施設として、「統合」を基本方針とします。 ● 学校施設の体育館を有効活用し、他用途施設の共用を含めて、利用実績のない施設や利用者数の少ない施設については、関係団体と調整し、「廃止」を検討します。

6 施設の状態等と施設方針

6-1 施設の状態等

本計画の対象施設における建築年、対策工事の目安、総合評点など施設の状態は、次のとおりです。なお、対策工事の目安は、建築年から算出した理論値を掲載しており、劣化点は本編の施設点検調査の結果を点数化しています。（実際の対策工事の実施時期は、「7 対策工事等の実施時期及び費用」に掲載）

表 施設の状態

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	構造	建築年	対策工事の目安(理論値)			経過点	劣化点	総合 評点
					中規模 改修年	大規模 改修年	建替年			
城山体育館	体育館	959.10	S造	昭和58年	—	令和6年	令和26年	37	27	64
憩いとふれあいの公園	管理棟・ゲートボール棟	1,373.28	S造	平成12年	令和3年	令和23年	令和43年	20	27	47
	ゲートボール棟	897.50	S造	平成19年	令和10年	令和30年	令和50年	13	22	35
	ピオーネ球場	400.00	RC造	平成12年	令和3年	令和23年	令和63年	20	22	42
	多目的ステージ	300.00	S造	平成12年	令和3年	令和23年	令和43年	20	22	42
防災公園	メインスタンド	596.39	RC造	平成23年	令和14年	令和34年	令和74年	9	22	31
市民運動公園	テニスコート棟	1,623.60	S造	平成23年	令和14年	令和34年	令和54年	9	20	29
	管理棟	311.00	W造	平成23年	令和14年	—	令和34年	13	22	35
市民体育館	体育館	3,994.66	RC造	昭和56年	令和24年	令和4年	令和44年	39	23	62
健康増進施設 (げんき広場にいみ)	主棟	3,691.00	SRC造	平成17年	令和8年	令和28年	令和68年	15	20	35
大佐B&G海洋センター	体育館	1,834.31	RC造	平成6年	令和37年	令和17年	令和57年	26	22	48
	屋内プール	875.07	RC造	平成6年	令和37年	令和17年	令和57年	26	21	47
平松館	主棟	164.00	W造	昭和52年	—	—	—	64	27	91
神郷体育館	体育館	895.65	S造	昭和57年	—	令和5年	令和25年	38	27	65
三室体育館	体育館	454.79	S造	昭和61年	—	令和9年	令和29年	34	24	58
高瀬体育館	体育館	594.00	S造	平成元年	—	令和12年	令和32年	31	24	55
神郷温泉全天候型ゲート ボール場	ゲートボール棟	1,123.43	S造	平成6年	—	令和17年	令和37年	26	22	48

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	構造	建築年	対策工事の目安(理論値)			経過点	劣化点	総合 評点
					中規模 改修年	大規模 改修年	建替年			
哲多B&G海洋センター	体育館	1,214.05	RC造	昭和57年	令和25年	令和5年	令和45年	38	26	64
若者センター	主棟	317.25	W造	昭和57年	—	—	令和5年	57	22	79
哲多上屋付多目的広場	ゲートボール棟	487.50	S造	平成2年	—	令和13年	令和33年	30	25	55
萬歳上屋付多目的広場	ゲートボール棟	541.76	S造	平成10年	—	令和21年	令和41年	22	27	49
荒戸山イベントハウス	主棟	496.00	S造	平成16年	令和7年	令和27年	令和47年	16	28	44
哲西体育館	体育館	1,862.20	RC造	昭和53年	—	—	令和21年	42	28	70
哲西トレーニングルーム	トレーニングルーム棟	192.00	RC造	平成8年	令和39年	令和19年	令和59年	24	21	45
哲西柔剣道場	柔剣道場棟	339.40	RC造	昭和53年	—	—	令和21年	42	24	66

●施設の管理状況

施設の改修状況や利用状況などは次のとおりです。

- ・市民体育館は、平成26年に耐震工事を実施しています。
- ・平松館は、建替え年を経過しています。
- ・神郷体育館は、地区住民の利用にとどまっています。
- ・三室体育館は、旧三室小学校の体育館で、隣接する山村交流施設の利用者と地区住民の利用にとどまっています。
- ・高瀬体育館は、旧高瀬小学校の体育館で、地区住民の利用にとどまっています。
- ・神郷温泉全天候型ゲートボール場は、グリーンミュージアム神郷温泉の施設内にあり、同施設と一体的な管理を行っています。
- ・若者センターは、令和元年に耐震工事を実施しています。
- ・哲西体育館、哲西トレーニングルーム、哲西柔剣道場は、いずれの施設も利用を休止しています。

6-2 施設方針及び管理方針

施設類型の方針に、施設の状態、管理状況等を踏まえ、本計画の対象施設における施設方針を、次のとおり定めます。

また、施設内の建物ごとに、その状態や管理状況等を分析し、今後の管理方針を次のとおり定めます。

表 施設方針及び建物別管理方針

施設名	施設方針	建物名	建物別管理方針
城山体育館	統合	体育館	市民体育館や学校の体育館などと統合することとし、計画期間内に、施設を廃止します。
憩いとふれあいの公園	継続	管理棟・ゲートボール棟	施設を継続し、計画期間内に中規模改修を行います。
	継続	ゲートボール棟	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
	継続	ピオーネ球場	施設を継続し、計画期間内に中規模改修を行います。
	継続	多目的ステージ	施設を継続し、計画期間内に中規模改修を行います。
防災公園	継続	メインスタンド	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
市民運動公園	継続	テニスコート棟	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
	継続	管理棟	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
市民体育館	継続	体育館	平成26年に対策工事が完了しているため、計画期間内は大規模改修を実施せず、必要な修繕のみ行います。
健康増進施設 (げんき広場にいみ)	継続	主棟	施設を継続し、計画期間内に中規模改修を行います。
大佐B&G海洋センター	継続	体育館	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
	統合	屋内プール	計画期間内は必要な修繕のみ行いますが、類似施設との統合を検討します。
平松館	統合	主棟	他施設との複合化に取り組み、計画期間内に、施設を建替えます。
神郷体育館	統合	体育館	小学校の体育館と統合することとし、計画期間内に、施設を廃止します。廃止後は他用途への転用や譲渡を検討し、転用等の見込みがない場合は解体します。
三室体育館	統合	体育館	体育館としての機能は他の体育館と統合することとし、建物の今後の利活用については関係団体と協議し、調整します。
高瀬体育館	統合	体育館	体育館としての機能は他の体育館と統合することとし、建物の今後の利活用については関係団体と協議し、調整します。
神郷温泉全天候型ゲートボール場	譲渡	ゲートボール棟	施設の譲渡を行うこととし、計画期間内は必要な修繕のみ行います。

施設名	施設方針	建物名	建物別管理方針
哲多B&G海洋センター	継続	体育館	施設を継続し、計画期間内に大規模改修を行います。
若者センター	継続	主棟	令和元年に対策工事を実施し、長寿命化対策を行っているため、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲多上屋付多目的広場	継続	ゲートボール棟	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
萬歳上屋付多目的広場	継続	ゲートボール棟	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
荒戸山イベントハウス	継続	主棟	本施設は借地に設置しているため対策工事を実施せず、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲西体育館	廃止	体育館	計画期間内に、施設を廃止します。
哲西トレーニングルーム	廃止	トレーニングルーム棟	計画期間内に、施設を廃止します。廃止後は他用途への転用や譲渡を検討し、転用等の見込みがない場合は解体します。
哲西柔剣道場	廃止	柔剣道場棟	計画期間内に、施設を廃止します。

7 対策工事等の実施時期及び費用

計画期間内に実施する建物ごとの対策工事等の実施時期（実施年度）及び概算費用は、次のとおりです。なお、修繕箇所及び概算費用は計画策定時のものであり、対策工事実施前の詳細設計により、精査を行います。また、実施年度についてはあくまで見込みであり、関係機関との協議結果などによっては変更となる可能性があります。

表 建物ごとの対策工事等の計画

施設名	建物名	対策内容	概算費用 (千円)	実施年度(令和)						
				2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
城山体育館	体育館	廃止	0					廃止		
憩いとふれあいの公園	管理棟・ゲートボール棟	中規模改修	30,000					中規模改修		
	ゲートボール棟	維持管理	0							
	ピオーネ球場	中規模改修	27,500	中規模改修						
	多目的ステージ	中規模改修	管理棟の改修を含む					中規模改修		
防災公園	メインスタンド	維持管理	0							
市民運動公園	テニスコート棟	維持管理	0							
	管理棟	維持管理	0							
市民体育館	体育館	維持管理	0							
健康増進施設 (げんき広場(こいみ))	主棟	中規模改修	400,000		中規模改修					
大佐B&G海洋センター	体育館	維持管理	0							
	屋内プール	維持管理	0							
平松館	主棟	建替え	47,400	建替え						
神郷体育館	体育館	廃止	0					廃止		
三室体育館	体育館	維持管理	0							
高瀬体育館	体育館	維持管理	0							
神郷温泉全天候型ゲートボール場	ゲートボール棟	維持管理	0							

施設名	建物名	対策内容	概算費用 (千円)	実施年度(令和)						
				2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
哲多B&G海洋センター	体育館	大規模改修	20,000			大規模改修				
若者センター	主棟	維持管理	0							
哲多上屋付多目的広場	ゲートボール棟	維持管理	0							
萬歳上屋付多目的広場	ゲートボール棟	維持管理	0							
荒戸山イベントハウス	主棟	維持管理	0							
哲西体育館	体育館	解体	50,300						解体	
哲西トレーニングルーム	トレーニングルーム棟	廃止	0						廃止	
哲西柔剣道場	柔剣道場棟	解体	9,200						解体	

※実施年度に何も記載がない施設は、計画期間内に実施する対策工事はありません。

●対策工事内容の概要

- ・憩いとふれあいの公園は、管理棟及びゲートボール棟の屋根、外壁、柱の改修を行い、ピオーネ球場は、フェンス・衛生設備の改修を行います。
- ・健康増進施設は、天井、屋根、給排水、ろ過設備、照明等の改修を行いますが、営業を続けながら対策工事を行うため、3年程度に分散して実施します。
- ・建替え年を経過している平松館は、消防団機庫との複合化を行い、建替えを行います。
- ・哲多B&G海洋センターは、屋根、空調・照明・衛生・放送設備の改修を行います。
- ・哲西体育館及び哲西柔剣道場は、利用を休止しているため、解体を行います。
- ・スポーツ施設は、グラウンドなどの照明設備の改修を予定しているため、その際に対策工事を実施する場合があります。